唐津市男女共同参画行動計画（第４次）

（案）

（令和元年 5 月 20 日現在）

唐　津　市

目次

1　計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

2　計画の性格と位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

3　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

4　推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

5　計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

6　前回計画の達成状況･成果目標の達成率　・・・・・・・・・・・・・・　37

7　基本目標と計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40

1　計画策定の趣旨

平成 11 年の男女共同参画社会基本法の制定後、唐津市では平成 17 年 9 月に男女共同参画社会基本法に基づき、「唐津市男女共同参画行動計画」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成 27 年「唐津市男女共同参画行動計画（第 3 次）」策定時に、「唐津市ＤＶ被害者支援基本計画（第 2 次）」として、被害者支援への取り組みを一層強化し、ＤＶ対策を計画的、継続的に進めるなど、更なる内容の充実を図るため、行動計画と切り離して策定を実施し、課題解決に努めてきました。

しかし、女性が安全・安心な暮らしを実現するにあたり、あらゆる暴力を根絶する施策は、切り離すことのできない課題であることから第４次において総合的かつ効果的な取組ため、包含させることとしました。

さらに、平成 27 年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が施行されたことから、平成 30 年「唐津市女性活躍推進計画」を策定し、働くことやキャリアアップを目指す女性が希望を実現できる環境づくりを進めてきましたが、令和 2 年 3 月に「唐津市男女共同参画行動計画（第 3 次）」・「唐津市ＤＶ被害者支援基本計画（第 2 次）」・「唐津市女性活躍推進計画」の計画期間が終了するにあたり、これら 3 つの計画の成果や課題を整理し、「男女共同参画行動計画（第 4 次）」を策定したものです。

唐津市においても、人口減少社会への変化に伴い、人々のライフスタイル、人々を取り巻く環境は刻々と変化しているものの、固定的な役割分担意識をもつ人はいまだ多い状況です。

このような固定的観念にとらわれず、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できるためには、計画的に取り組みを進めていかなければなりません。

２ 計画の性格と位置づけ

● この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づき、男女共同参画社会実現のための施策を総合的・計画的に推進するための基本計画です。他分野との計画との整合性を考慮し、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」と、佐賀県の「第 4 次佐賀県男女共同参画基本計画」を勘案して策定しています。

男女共同参画社会基本法

第１４条

３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

●『基本目標４：男女が共に働きやすい環境づくり』は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）に位置づけます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第６条

２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

●『基本目標５：男女間の暴力（ＤＶ）のない社会づくり』は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項基づく市町村基本計画（ＤＶ防止・被害者支援基本計画）に位置づけます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第２条の３

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない

● この計画は、唐津市の男女共同参画社会実現のために、市が、市民、事業者、地域の活動団体などと連携して取組もので、この計画の推進についての理解と協力を期待するものです。

3 計画期間

この計画の期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、必要があれば内容の見直しを行います。

4 推進体制

(1)市役所内の推進体制

男女共同参画行動計画は、市政のあらゆる分野にわたる計画です。男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁的に取り組みを進めるとともに、「唐津市男女共同参画推進本部」で、計画の進捗状況を定期的に把握します。

(2)唐津市男女共同参画推進協議会

唐津市における男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために設置している「唐津市男女共同参画推進協議会」で、計画の進捗状況と成果の点検を行います。

(3)計画の進行管理と進捗状況の公表

毎年度、施策の実施状況を取りまとめ、公表します。

5 計画策定の背景

唐津市男女共同参画行動計画（第 3 次）策定以降の、国、佐賀県、唐津市の動きをまとめました。（第 3 次計画策定以前からの動向は、巻末資料「男女共同参画行政年表」（●●ページ）参照）

（1） 国の施策動向

①男女共同参画に関する動向

●平成 27 年 12 月

男女共同参画社会基本法に基づく「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました

・目指すべき社会として

ⅰ男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会

ⅱ男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる社会

ⅲ男性中心型労働慣行等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会

ⅳ男女共同参画を我が国における重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

・政策の柱として

ⅰあらゆる分野における女性の活躍

ⅱ安全・安心な暮らしの実現

ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

ⅳ推進体制の整備・強化　が定められました。

●平成 30 年 5 月

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めること等を定めています。

②DV被害者支援等に関する動向

●平成 28 年 12 月

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が公布（平成 29 年 6 月施行）。この改正により、被害者から拒まれているにもかかわらず、Twitter や LINE 等の SNS でのメッセージを送信することや、ブログ等の個人ページへの執拗な書き込みが「つきまとい等」の行為に追加されました。

●平成 29 年 6 月

「刑法の一部を改正する法律」が公布（平成 29 年 7 月施行）。この改正により強姦罪が「強制性交等罪」に罪名変更されるなど、性犯罪への厳罰化が行われました。

③女性活躍推進に関する動向

●平成 27 年 9 月

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布されました（平成 28 年 4 月完全施行）。この法律は、国及び地方公共団体において、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定が求められ、また、常用雇用者 301 人以上の企業は「一般事業主行動計画」、国や地方公共団体は「特定事業主行動計画」の策定等が義務づけられました。

●平成 28 年 3 月

「雇用保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴う「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正によって、事業主に対するマタハラ防止措置義務が新設されました。さらに、平成 28 年 8 月、「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等」が公布されました（平成 29 年 1 月施行）。これにより、上司や同僚が職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をとらないよう、事業主の責任で防止措置を講じなければならないことが追加されました。

（2） 佐賀県の施策動向

①男女共同参画に関する動向

●平成 28 年 3 月

「第 4 次佐賀県男女共同参画基本計画」が策定されました。

この計画では、3 つの基本方針のひとつに「佐賀県女性活躍推進計画」を位置づけており、8 つの重点目標が定められています。

ⅰ男女共同参画意識の形成

ⅱ幼少期からの男女参画の意識形成

ⅲ男女間のあらゆる暴力の根絶

ⅳ障害を通じた男女健康支援

ⅴ生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

ⅵ女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

ⅶ政策・方針決定過程への女性の参画の推進

ⅷ仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

②DV被害者支援等に関する動向

●平成 31 年 3 月

「佐賀県 DV 防止・被害者等支援基本計画（第 4 次計画)」が策定されました。

この計画では、特別支援学校での未然防止教育に取り組むこと、加害者更生プログラムの調査研究を行うこと、SNS を活用するなど若年層からの相談体制を整備すること、離婚したＤＶ被害者の面会交流の支援体制の仕組みづくりなどが追加されました。

③女性活躍推進に関する動向

●平成 28 年 3 月

佐賀県内における女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、関係機関により構成される協議会として「女性の大活躍推進佐賀県会議」を位置つけられました。

（3） 唐津市の施策動向

●平成 27 年 3 月

「唐津市男女共同参画行動計画（第 3 次)」を策定しました。

4 つの基本目標として「男女共同参画の意識づくり」「男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり」「男女間の暴力のない社会づくり」「生涯を通じた健康づくり」を掲げました。

●平成 27 年 3 月

「唐津市ＤＶ被害者支援基本計画（第 2 次)」を策定しました。

ＤＶ防止や被害者の保護・自立支援などの施策を、総合的・体系的にまとめ、5 つの基本方針を展開しています。

●平成 27 年 3 月

「第 2 次唐津市総合計画」を策定しました。

「市民力・地域力によるまちづくり」を基本理念に掲げました。

●平成 28 年 3 月

「唐津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

基本目標のひとつである「若い世代の希望実現における『みらい』創生」の取り組みの一環として、女性活躍推進を挙げています。

●平成 30 年 3 月

「唐津市女性活躍推進計画」を策定しました。

「職業生活における女性活躍の推進」と「職業生活と家庭生活との両立支援」を、基本目標に掲げています。

●平成 30 年 8 月

「唐津市男女共同参画行動計画（第 4 次）」作成のための基礎資料として「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」を実施しました。

（市民意識調査概要）

<table>
<tr><td colspan="2">1. 調査期間</td><td colspan="3">平成 30 年 8 月 10 日～8 月 27 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">2. 調査対象</td><td colspan="3">市内居住 18 歳以上の男女 1,000 人（合計 2,000 人）</td></tr>
<tr><td colspan="2">3. 回収率</td><td colspan="3">31.6%（有効回答率：31.5%）</td></tr>
<tr><td colspan="5">4. 調査項目</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">分　　野</td><td>設問番号</td><td>設問数(副設問を含む)</td></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2">回答者の属性</td><td>Q1～Q5</td><td>6 問</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">結婚や家庭生活について</td><td>問 1～問 2</td><td>2 問</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">教育・子育てについて</td><td>問 3～問 4</td><td>2 問</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">仕事と生活について</td><td>問 5～問 12</td><td>15 問</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">心と身体の健康について</td><td>問 13～問 14</td><td>2 問</td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2">社会活動について</td><td>問 15～問 17</td><td>4 問</td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="2">人権尊重について</td><td>問 18～問 24</td><td>11 問</td></tr>
<tr><td>8</td><td colspan="2">男女共同参画について</td><td>問 25～問 26</td><td>2 問</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>合　　計</td><td>44 問</td></tr>
<tr><td colspan="2">5. 男女比</td><td colspan="3">女性 56.4%、男性 42.1%、その他 0.2%、無回答 1.3%</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">6. 年齢構成</td><td>女性</td><td colspan="2">10・20 歳代 8.7%、30 歳代 10.1%、40 歳代 14.4%、50 歳代 17.2%、60 歳代 22.3%、70 歳代 15.8%、80 歳以上 11.5%</td></tr>
<tr><td>男性</td><td colspan="2">10・20 歳代 5.3 歳、30 歳代 9.1%、40 歳代 14.3%、50 歳代 17.4%、60 歳代 26.8%、70 歳代 18.5%、80 歳以上 8.7%</td></tr>
</table>

●平成 30 年 9 月

「唐津市男女共同参画行動計画（第 4 次）」作成のための基礎資料として「男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査」を実施しました。

（企業アンケート調査概要）

1. 調査期間	平成 30 年 9 月 5 日～9 月 25 日
2. 調査対象	市内の本社がある従業員 10 人以上の企業 399 社
3. 回収率	43.9%（有効回答率：43.9%）

4. 調査項目

	分　　野	設問番号	設問数(副設問を含む)
1	企業の概要	問 1～問 3	3 問
2	女性の活躍推進について	問 4～問 9	10 問
3	女性の再就職状況について	問 10	3 問
4	育児・介護との両立支援について	問 11～問 14	7 問
5	ワーク・ライフ・バランスについて	問 15	2 問
6	ハラスメントについて	問 16	1 問
7	一般事業主行動計画について	問 17～問 18	2 問
8	男女共同参画に関する行政の取組み・支援について	問 19	1 問
		合　　計	29 問

5. 企業規模	20 人未満 41.1%、20～50 人未満 35.4%、50～100 人未満 12.0%、100～200 人未満 8.6%、200 人以上 2.9%
6. 従業員の男女比	女性 49.9%（4,461 人）、男性 50.1%（4,478 人）

●平成 30 年 12 月

「唐津市男女共同参画行動計画（第 4 次）」作成のための基礎資料として「男女共同参画に関する中学生意識調査」を実施しました。

（中学生意識調査概要）

<table>
<tr><td colspan="4">1. 調査期間</td><td colspan="2">平成 30 年 12 月 4 日～12 月 28 日</td></tr>
<tr><td colspan="4">2. 調査対象</td><td colspan="2">市内中学校の 2 年生男女 1,309 人</td></tr>
<tr><td colspan="4">3. 回収率</td><td colspan="2">93.7%（有効回答率：93.6%）</td></tr>
<tr><td colspan="6">4. 調査項目</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">分　　野</td><td>設問番号</td><td colspan="2">設問数(副設問を含む)</td></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2">回答者の属性</td><td>問 1～問 2</td><td colspan="2">2 問</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">男女平等について</td><td>問 3～問 7</td><td colspan="2">7 問</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">将来について</td><td>問 8～問 13</td><td colspan="2">6 問</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">男女共同参画社会について</td><td>問 14～問 15</td><td colspan="2">2 問</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">自分らしく生きられる社会について</td><td>問 16～問 18</td><td colspan="2">3 問</td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2">男女間の人権について</td><td>問 19～問 23</td><td colspan="2">5 問</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>合　　計</td><td colspan="2">25 問</td></tr>
<tr><td colspan="4">5. 男女比</td><td colspan="2">女子 48.0%、男子 52.0%</td></tr>
</table>

（4） 男女共同参画を取り巻く唐津市の現状

①少子･高齢･人口減少の推移

①－1総人口･年齢 3 区分別人口割合

唐津市の人口は、平成 2 年から現在まで減少傾向で推移しており、平成 27 年には 122,785 人となっています。

年齢 3 区分別人口をみると、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）の割合は年々減少していますが、高齢者人口（65 歳以上）の割合は増加しており、平成 27 年で 29.2%となっています。

【総人口】

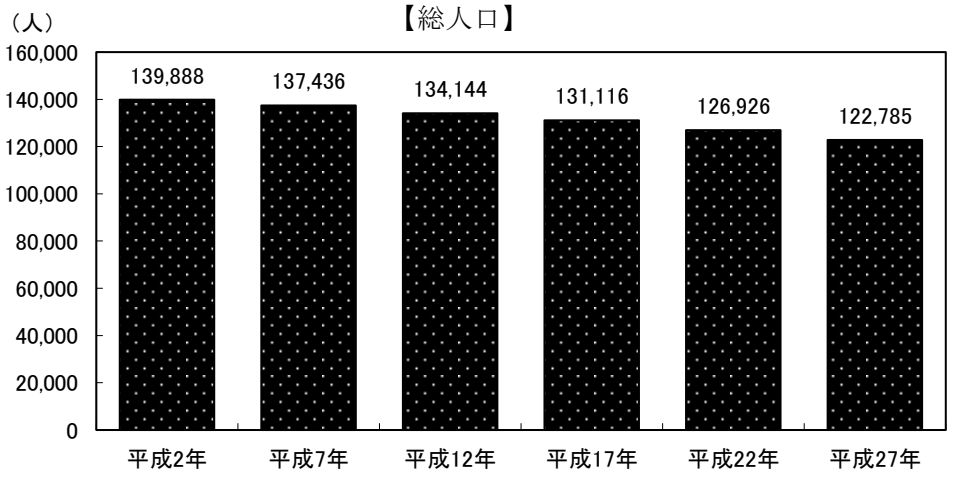

【資料：国勢調査】

※総人口には、平成 2 年に 48 人、平成 7 年に 3 人、平成 12 年 10 人、平成 17 年に 197 人、平成 22 年に 163 人、平成 27 年に 656 人の年齢不詳を含む。

※平成 12 年以前の数値には、合併前の町村の人口も含まれる。（以下同様）

【年齢 3 区分別人口割合】

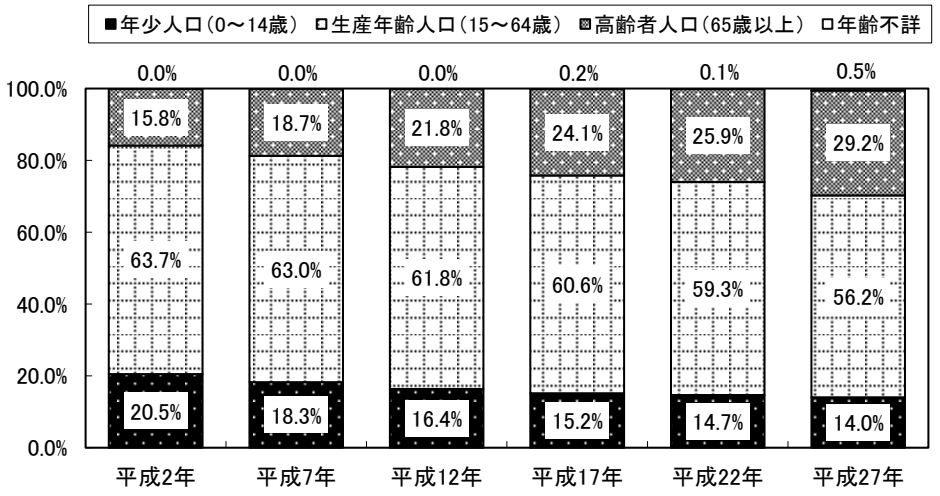

【資料：国勢調査】

①－2年齢区分別将来人口推移

唐津市の将来推計人口は、2015 年から 2045 年までの間に、総人口が 31,917 人減少し、また、年齢３区分別人口の割合でみると、65 歳以上の高齢者人口が、1 割程度増加する見込みです。

【将来人口】

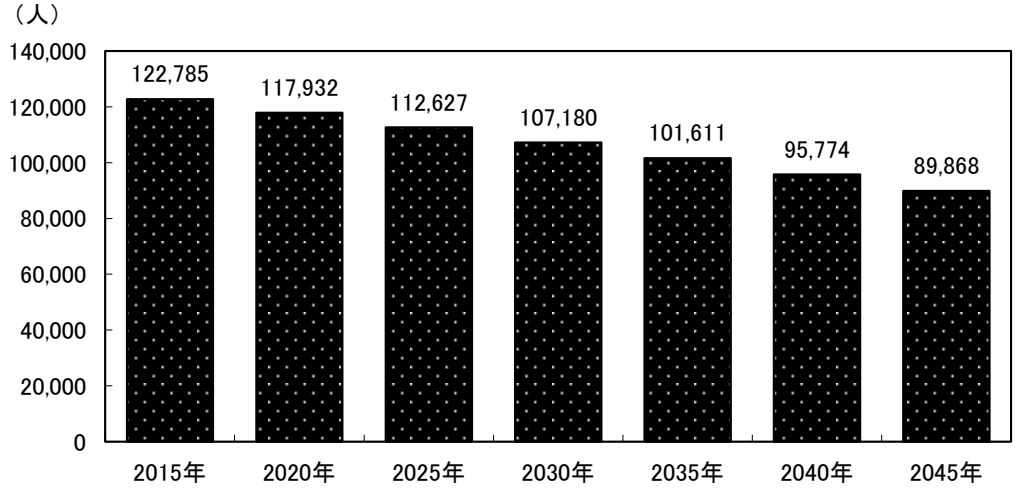

【資料：2015 年は国勢調査、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推定人口」の出生中位・死亡中位仮定による推測結果】

【年齢区分別将来人口割合】

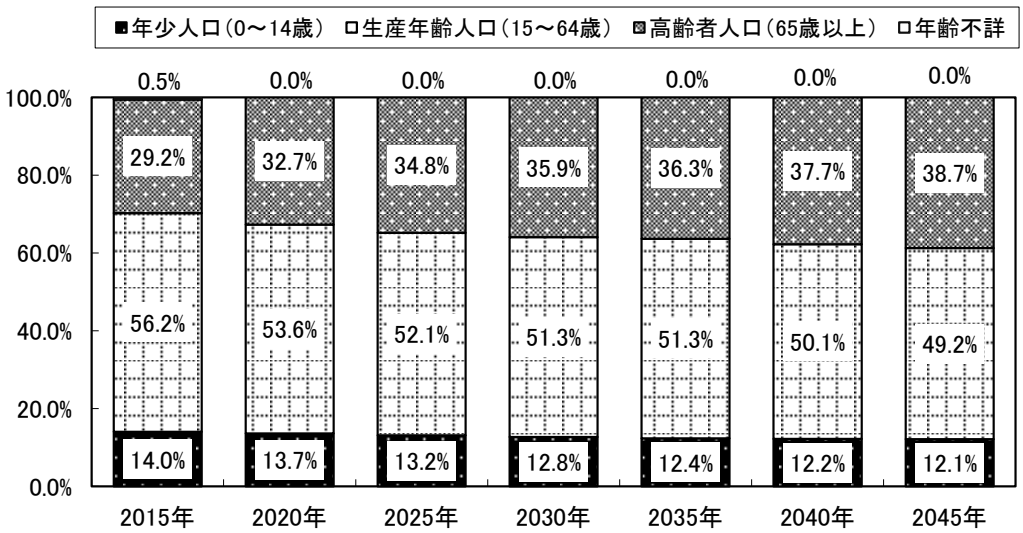

【資料：2015 年は国勢調査、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推定人口」の出生中位・死亡中位仮定による推測結果】

①－3出生数･合計特殊出生率(ベイズ推計値)の推移

唐津市の出生数は減少傾向にあり、平成 19 年からの 10 年間でおよそ 150 人減少しています。また、唐津市の平成 20 年～平成 24 年の合計特殊出生率（ベイズ推計値）の最新値は、1.78 となっています。

【出生数・合計特殊出生率（ベイズ推定値）】

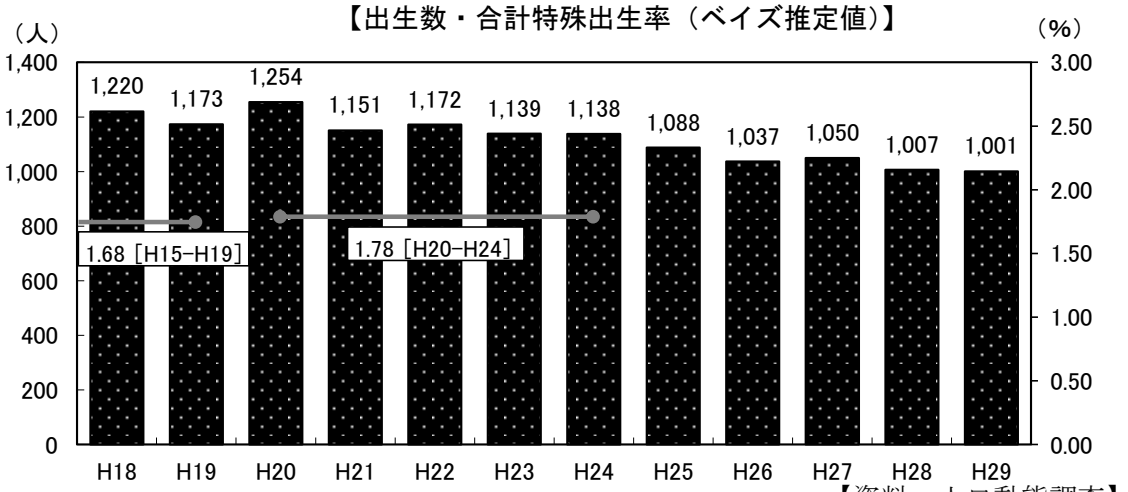

【資料：人口動態調査】

②家族形態の変化

②－1世帯推移

唐津市の総世帯数は、増加傾向にあり、平成 2 年 40,257 世帯から、平成 27 年 43,872 世帯と、25 年間で 3,615 世帯増加しています。しかし、1 世帯あたりの人員は年々減少しており、平成 27 年度では 2.80 人と世帯規模は縮小しています。

【世帯推移】

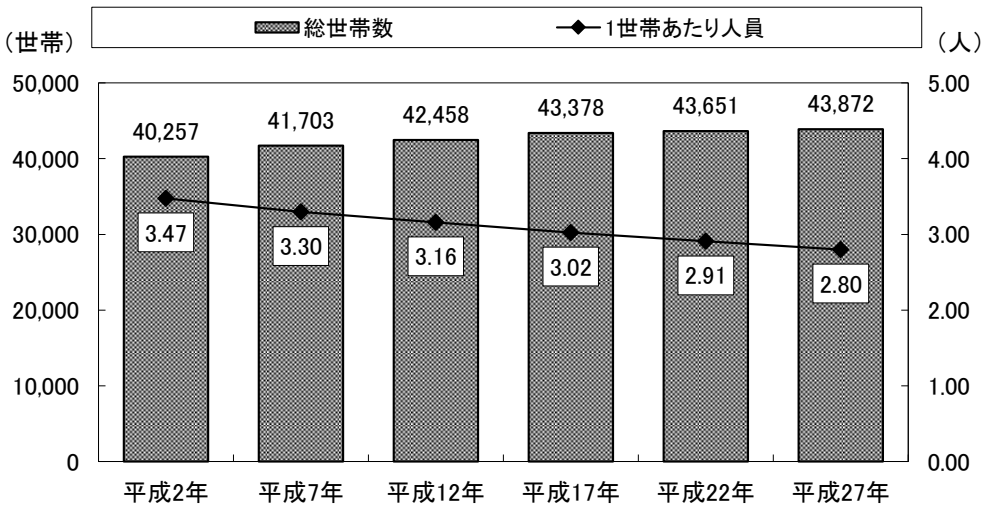

【資料：国勢調査】

②－2世帯人員の推移（国、県との比較）

１世帯あたりの人員を国・県と比較すると、唐津市は佐賀県とほぼ同水準で推移しており、全国や佐賀県の傾向と同様に、世帯規模は縮小傾向にあります。

【世帯人員】

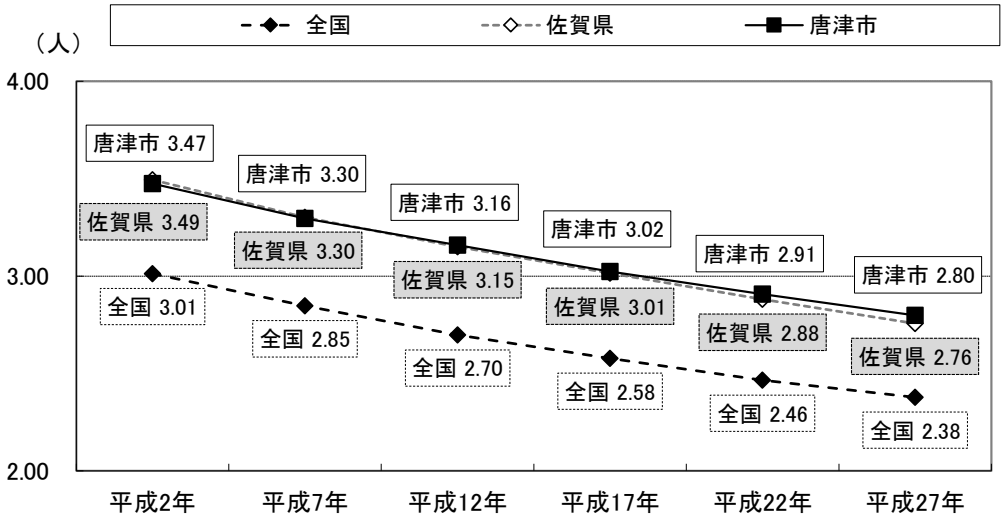

②－３世帯構成（国、県との比較）

唐津市の世帯構成を全国・佐賀県と比較すると、佐賀県とほぼ同程度の割合となっており、単身世帯が全国に比べて低く、三世代同居などの核家族以外の世帯が多くなっています。

【世帯構成】

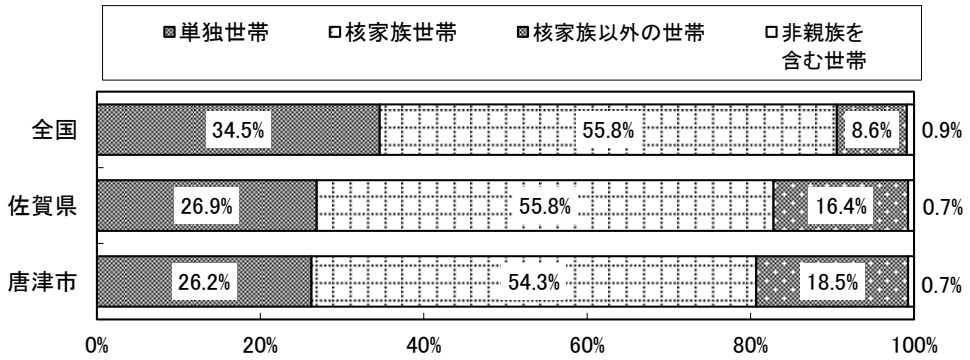

【資料：国勢調査（平成 27 年）】

※非親族を含む世帯とは、二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。

※核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、ひとり親世帯

②－４核家族世帯の家族類型別構成（国、県との比較）

唐津市の核家族世帯の家族類型別構成を全国・佐賀県と比較すると、夫婦のみの世帯の割合は全国・佐賀県とほぼ同程度となっているものの、女親と子どもの世帯が多くなっており、全国と比較すると 4.4 ポイント高くなっています。

【核家族世帯の家族類型別構成】

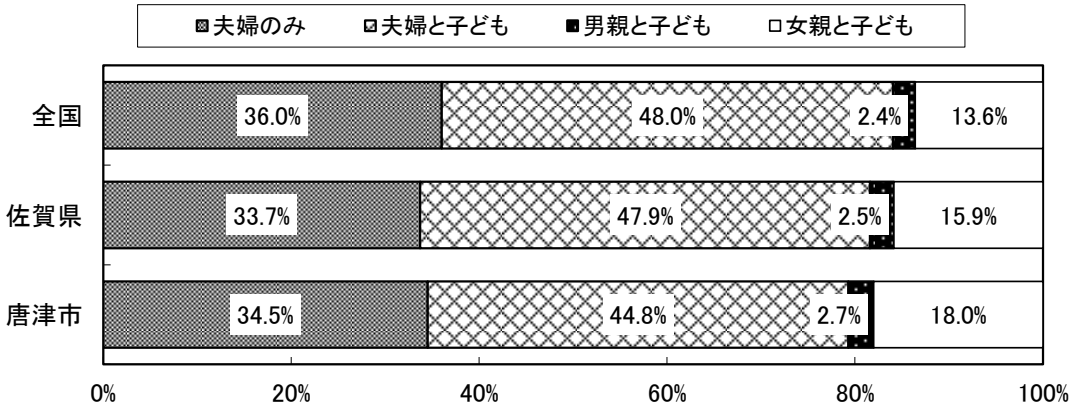

【資料：国勢調査（平成 27 年）】

③就業構造

③－1女性の年齢階級別労働力率（国、県との比較）

唐津市における女性の年齢階級別の労働力率は、35-39 歳で 81.4%と一旦低くなっているものの、労働力率が最も高い 25-29 歳の 83.3%から 1.9 ポイントの減少とその差が小さくなっています。佐賀県の労働力率も唐津市と同程度で推移しており、30-44 歳では全国と比較すると、唐津市の割合が約 10 ポイント高くなっています。

【女性の年齢階級別労働力率】

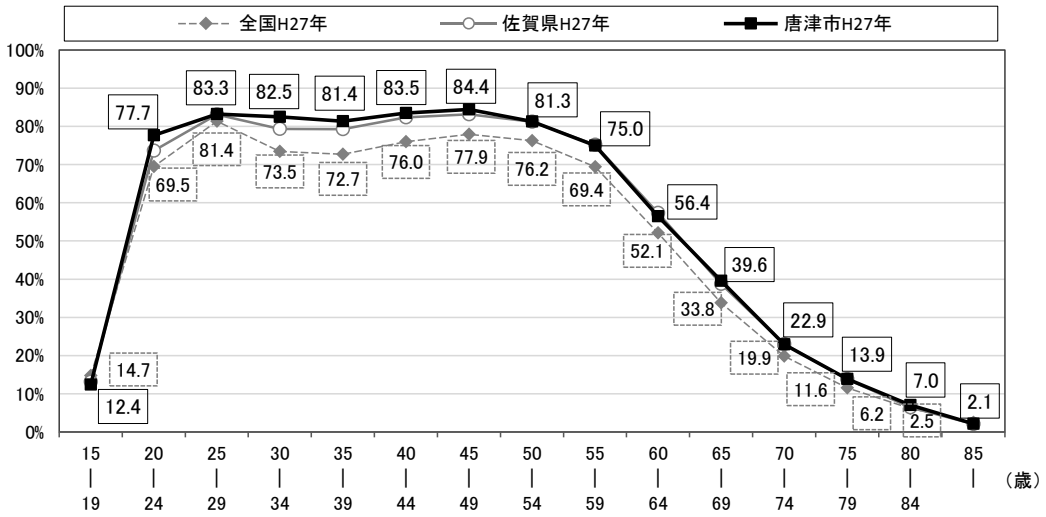

【資料：国勢調査】

※労働力率は、15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。

※前回結果との比較

平成 22 年の前回調査時と比較すると、M字の底は 35-39 歳と変わりませんが、25 歳以上の労働力率が高くなっています。

【女性の年齢階級別労働力率】

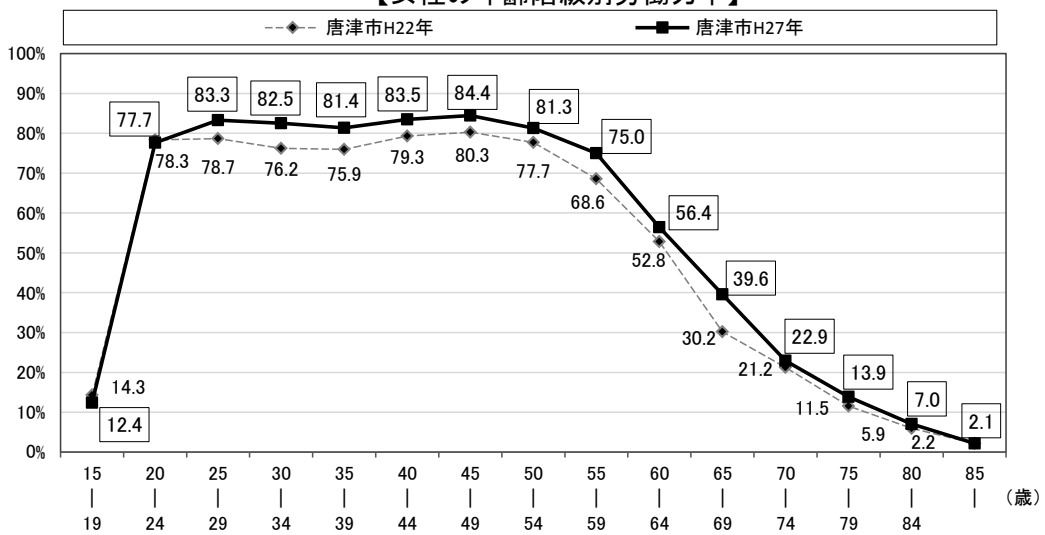

【資料：国勢調査】

③－2有業者の雇用形態別有業数

唐津市における女性有業者を雇用形態別にみると、平成 27 年においては「正規雇用」51.1%、「非正規雇用」48.9%となっています。なお、男性では「正規雇用」83.6%、「非正規雇用」16.4%と、男女どちらとも、5 年前の前回調査から大きな変化はありませんでした。

【有業者の雇用形態別有業数】

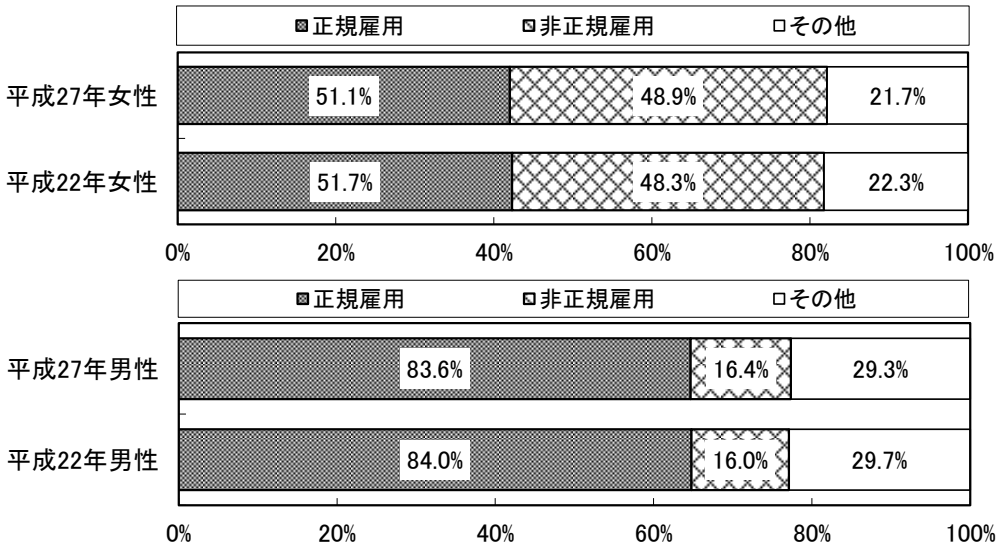

【資料：国勢調査】

※その他には、役員・雇人のある業主・雇人のない業主・家族従業者・家庭内職者・従業上の地位「不詳」が含まれる。

③－3年収階級別割合（雇用形態･男女別）

雇用形態･男女別の年収階級別割合をみると男性の正規の職員･従業員は 500～699 万円の 22.8%が最も高く、非正規の職員・従業員は 100 万未満の 29.0%が最も高くなっています。女性の正規の職員･従業員は 200～299 万円の 28.1%、非正規の職員・従業員は 100 万未満の 44.1%が最も高くなっています。

【年齢階級別割合（正規の職員・従業員）】

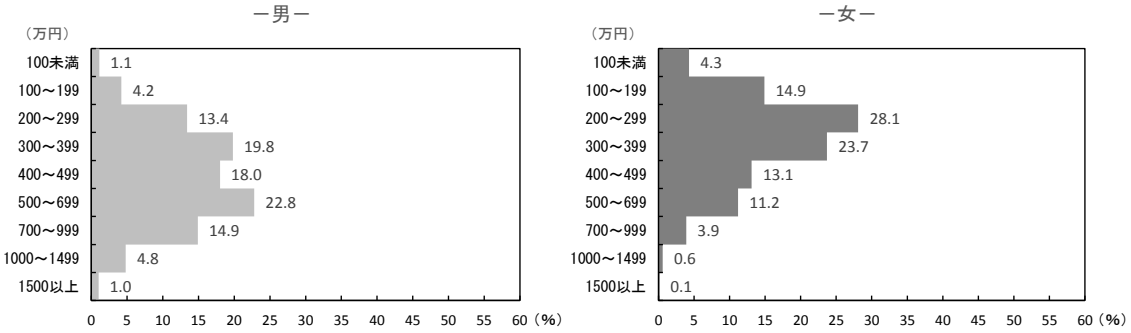

【年齢階級別割合（非正規の職員・従業員）】

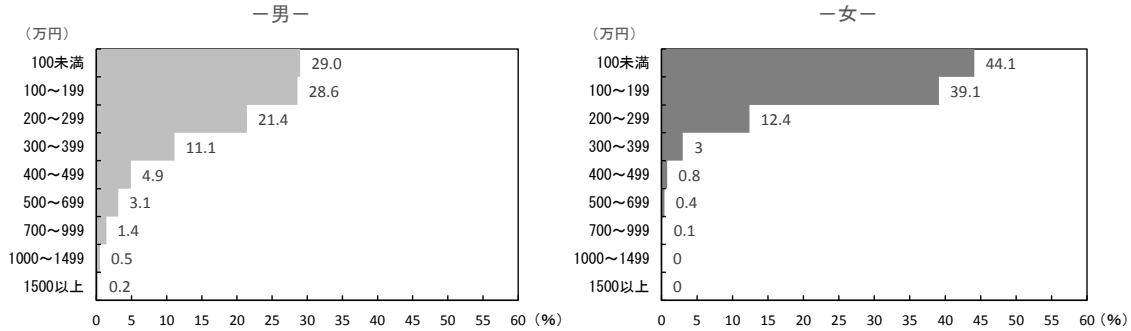

【資料：労働力調査】

※割合は，仕事からの年間収入階級別内訳の合計に占める割合を示す。

※仕事からの年間収入階級のうち，「500～699 万円」以上は、階級幅が異なるので注意が必要。

※「－」は該当数値のないことを示す。

③－4共働き世帯･専業主婦世帯の推移

唐津市の共働き世帯数は、30 年間で約 2,500 世帯減少しています。一方、専業主婦世帯は、昭和 60 年の 9,530 世帯から、平成 27 年では 5,123 世帯と約 4,000 世帯と共働き世帯に比べて減少数が大きくなっています。

【共働き世帯・専業主婦世帯】

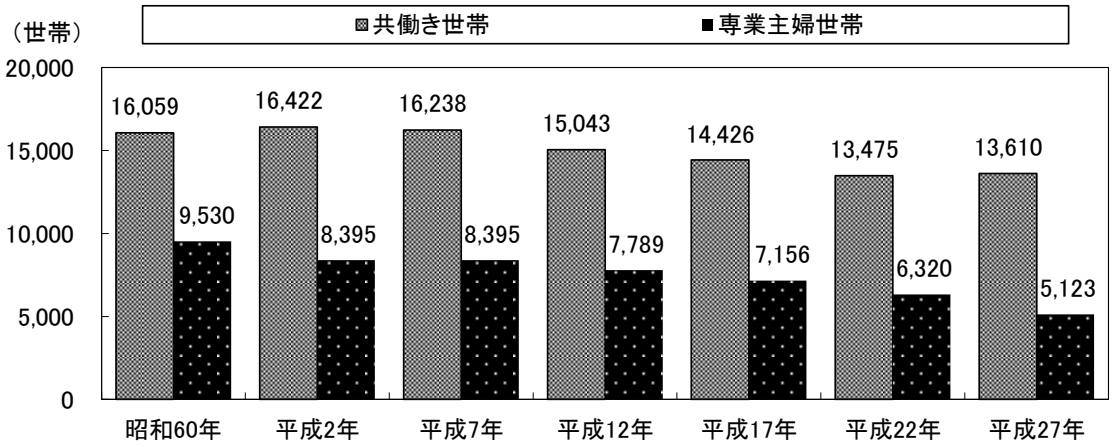

【資料：国勢調査】

※共働き世帯とは、夫婦のいる一般世帯のうち、夫が就業者かつ妻が就業者である世帯。

※専業主婦世帯とは、夫婦のいる一般世帯のうち、夫が就業者かつ妻が非就業者である世帯。

※参考

【共働き世帯・専業主婦世帯（全国）】

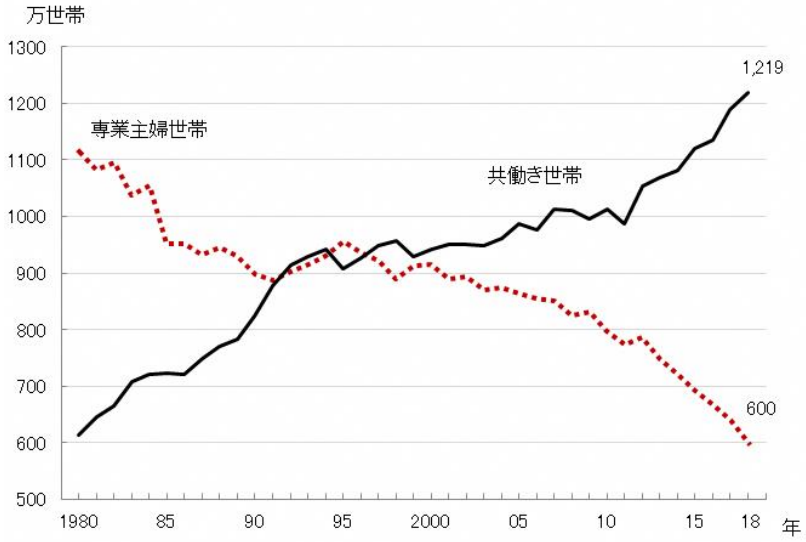

【資料：「厚生労働白書」、「男女共同参画白書」、「労働力調査特別調査」（2001 年以前）及び総務省「労働力調査（詳細集計）」（2002 年以降）】

※「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。

※「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

※2011 年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

※2013 年～2016 年は、2015 年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列用接続数値。

③－5世帯年収の推移（世帯構成別）

世帯構成別に世帯年収の推移をみると、過去 10 年間で大きな変化はないものの、共働き世帯の年収は増加傾向にあり、平成 21 年と平成 30 年を比較すると 30 万円以上増加しています。また、共働き世帯と専業主婦世帯の年収の差額も増加傾向にあり、平成 30 年では 80 万円以上の差があります。

【世帯年収（世帯構成別）】

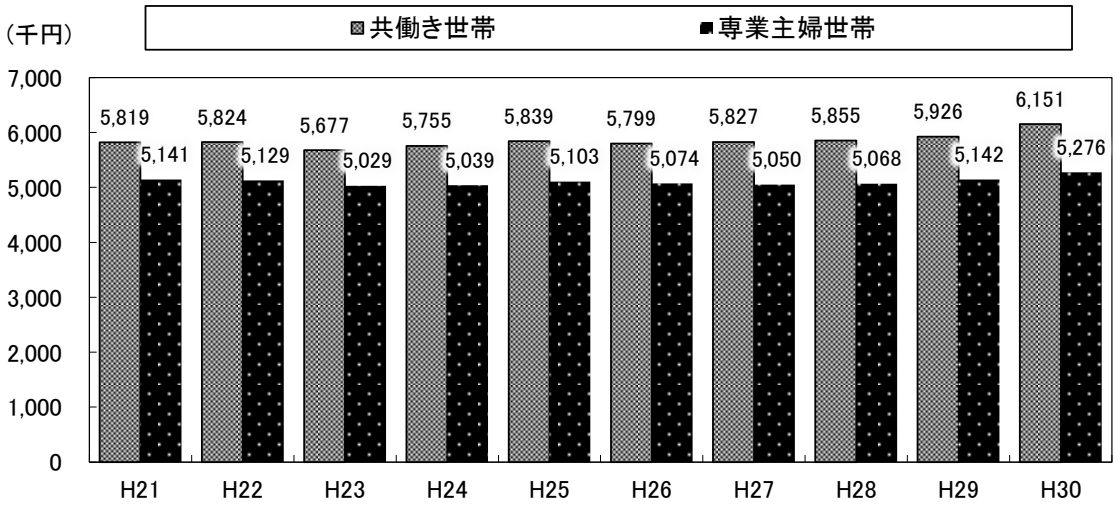

【資料：家計調査】

④あらゆる分野での男女共同参画推進

④－1審議会･委員会等への女性登用率の推移

唐津市における公的審議会・委員会等への女性の登用率は、およそ 3 割程度で推移しており、平成 25 年度の 34.5%をピークに年々下がっています。

平成 29 年度は、31.9%となっています。

【審議会・委員会等への女性の登用率】

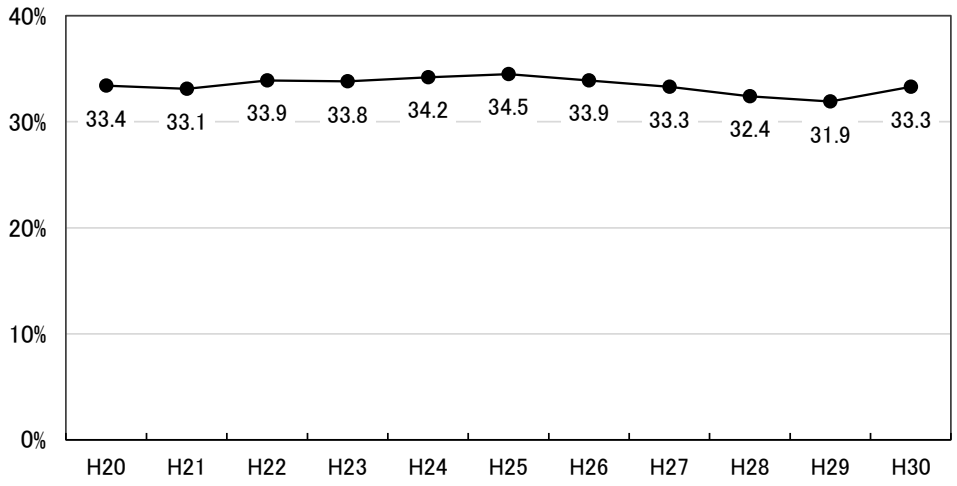

【資料：唐津市】

④－2係長以上に占める女性職員の割合（唐津市役所）

唐津市役所の係長以上に占める女性職員の割合は、令和元年度 19.4%です。

過去 5 年間で女性職員の割合は増加していますが、目標達成には至っていません。

【係長以上に占める女性職員の割合（唐津市役所）】

（毎年度 4 月 1 日現在）

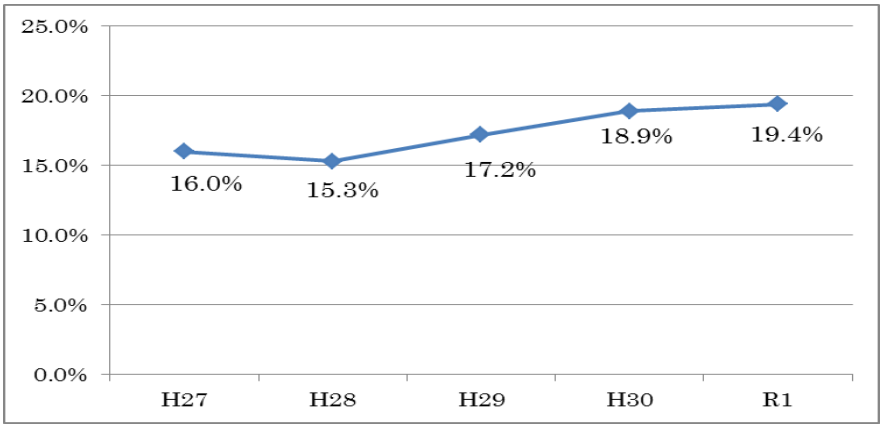

【資料：唐津市】

（5） 市民の意識

①男女共同参画の意識

①－1「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方＜市民意識調査＞

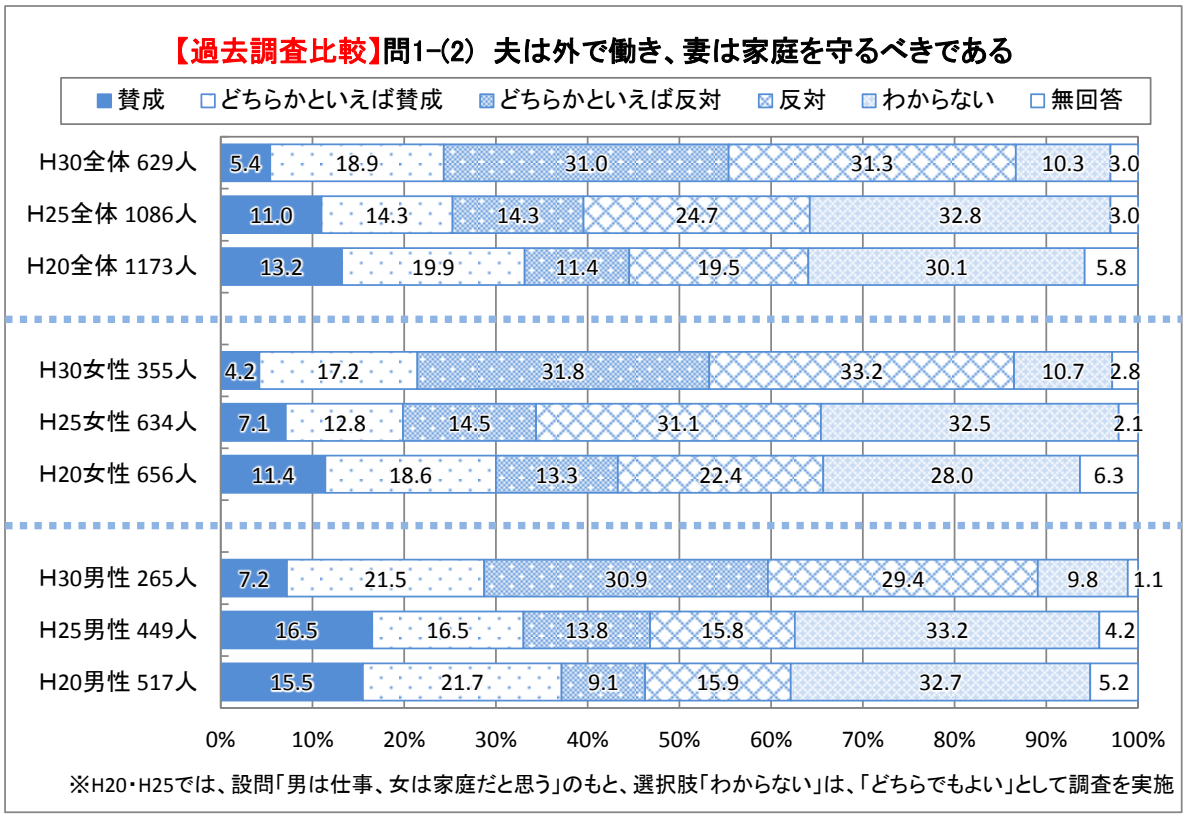

全体では、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成率』24.3%、「反対」「どちらかといえば反対」を合わせた『反対率』62.3%です。

平成 25 年調査の『賛成率』は女性 19.9%、男性 33.0%、『反対率』は女性 45.6%、男性 29.6%、平成 20 年調査の『賛成率』は女性 30.0%、男性 37.2%、『反対率』は女性 35.7%、男性 25.0%となっており、この 10 年間で男女とも『反対率』が大きく上昇しています。

①－2「性別で役割を決める考え方をどう思うか」＜中学生意識調査＞

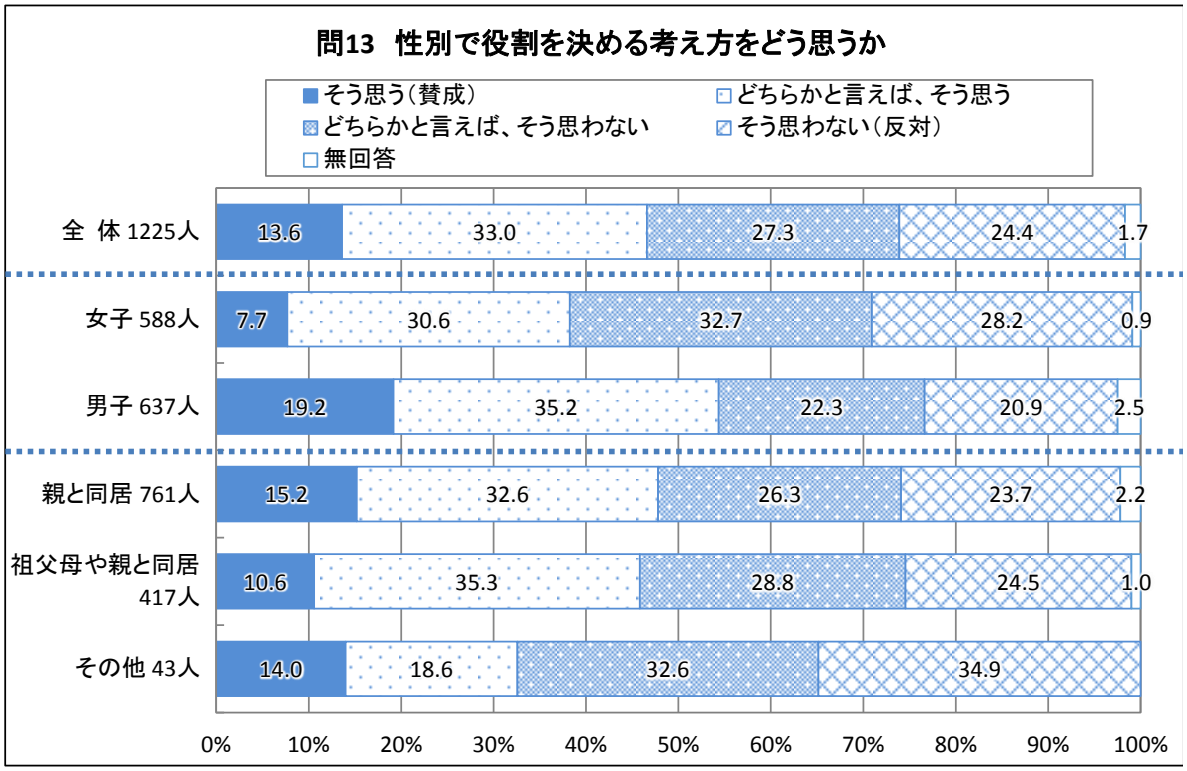

「夫が外で働き、妻は家庭を守る」という性別で役割を決める考え方について、全体では「そう思う（賛成）」、「どちらかと言えば、そう思う」を合わせた賛成する考え方が 46.6%、「どちらかと言えば、そう思わない」、「そう思わない（反対）」を合わせた反対する考え方が 51.7%となっています。

男女別では、「そう思う（賛成）」「どちらかと言えば、そう思う」に占める女子の割合が 38.3%、男子の割合が 54.4%と、男子が 16.1 ポイント高くなっており、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という固定的な性役割意識について、男女間で意識の差が見られます。

①－3「男だから○○しなさい」・「女だから○○しなさい」と言う人（複数回答）

＜中学生意識調査＞

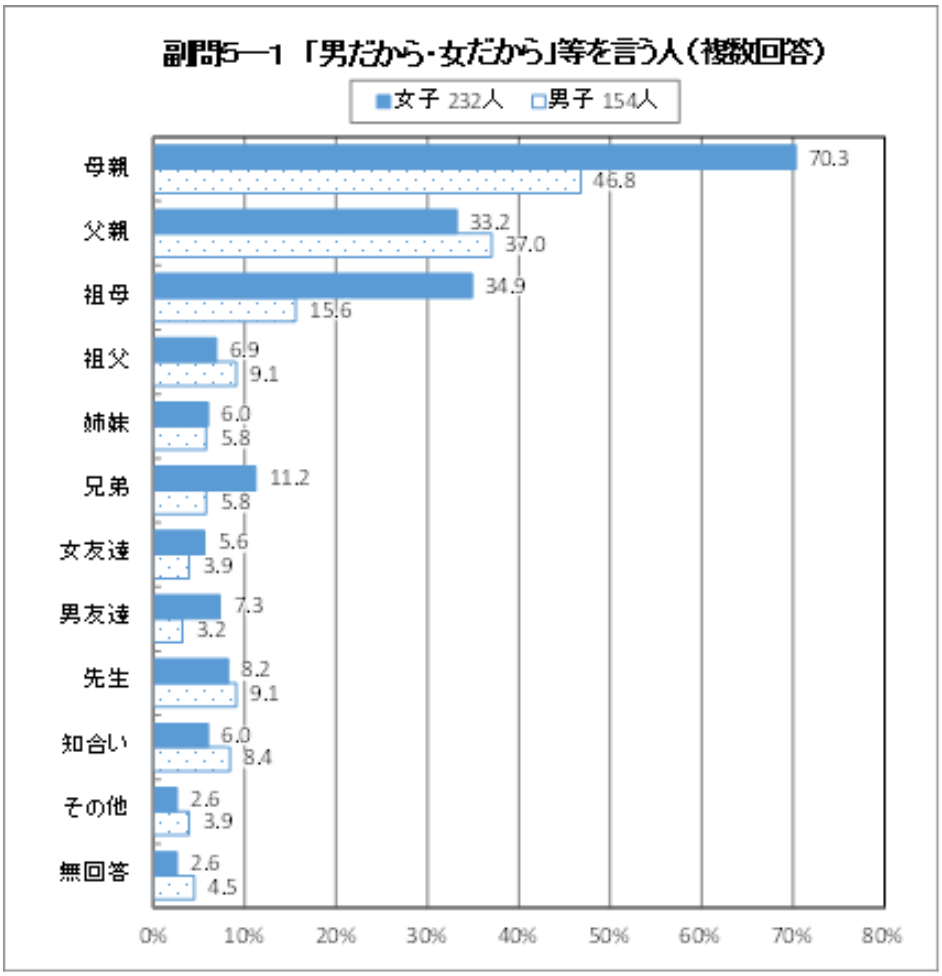

「男だから○○しなさい」・「女だから○○しなさい」と言う人は、男女とも「母親」の割合が最も高くなっており、女子では70.3%と突出しており、男子では46.8%となっています。次いで、女子では「祖母」34.9%、「父親」33.2%、「兄弟」11.2%等、男子では「父親」37.0%、「祖母」15.6%等となっています。

なお、「先生」から言われていると答えた生徒が、女子8.2%、男子9.1%でした。

②家庭での男女共同参画

②－1【既婚者のみ】あなたの家庭で、生活に必要な家事などは、おもに誰の役割ですか。（掃除・洗濯）＜市民意識調査＞

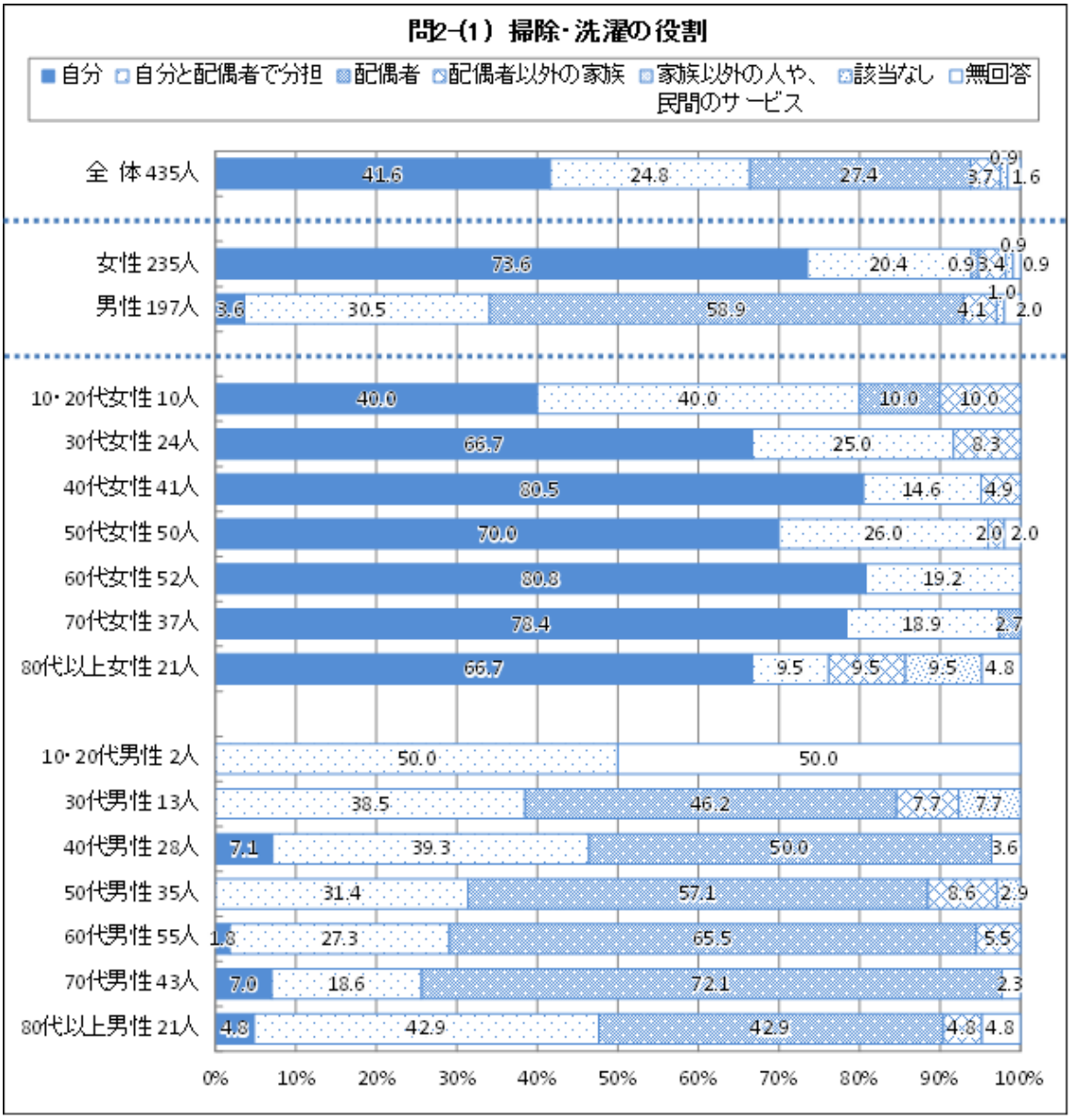

男女別では、『自分』女性 73.6%、男性 3.6%と、女性が男性より 70.0 ポイント高くなっています。

年代別 でも、ほとんどの年代で女性の『自分』が最も高くなっており、「掃除・洗濯」の役割は、女性が担っている傾向が見られます。

②－2【既婚者のみ】あなたの家庭で、生活に必要な家事などは、おもに誰の役割ですか。（食事の準備・後片付け）＜市民意識調査＞

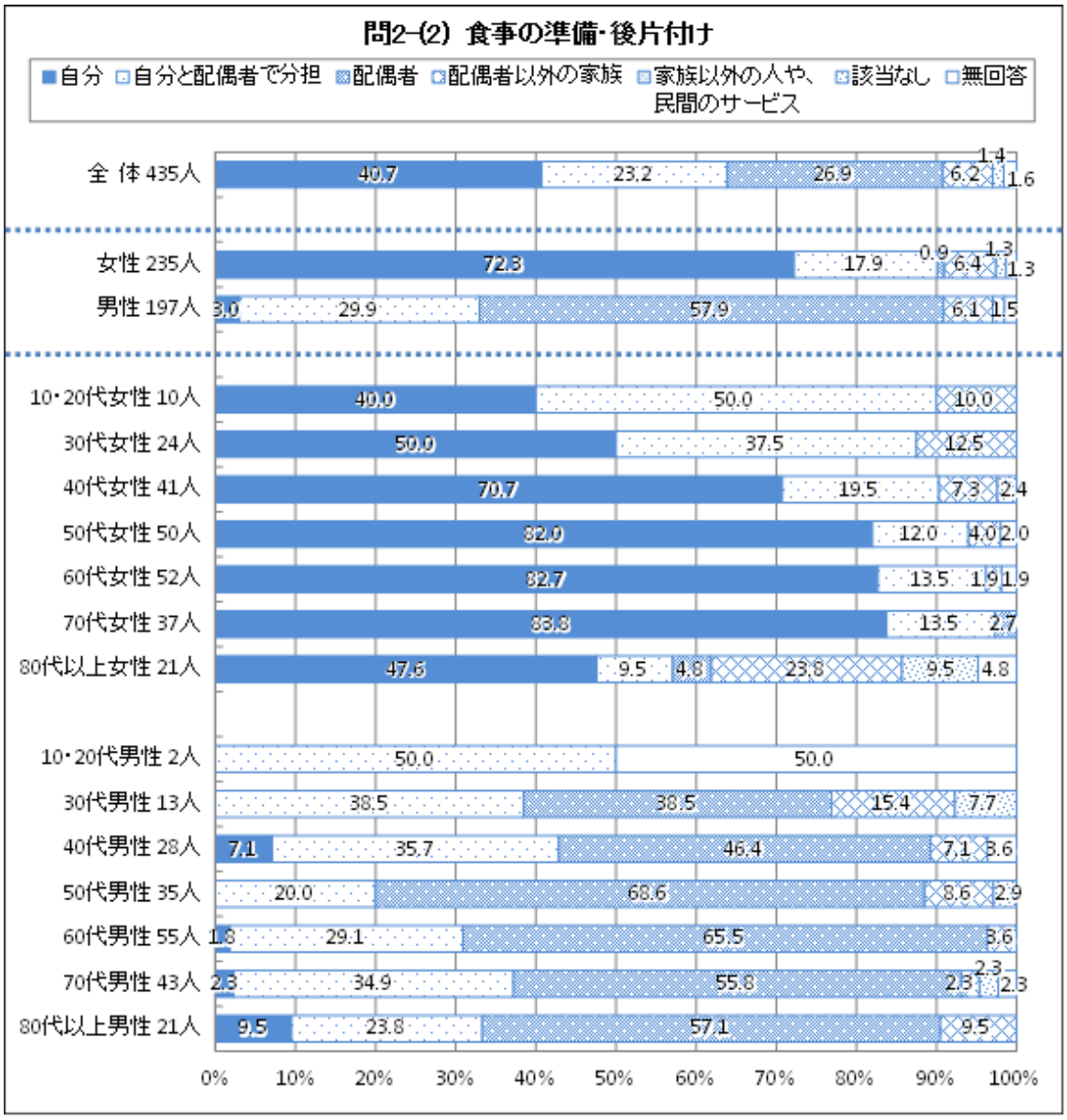

『自分』女性 72.3%、男性 3.0%、『配偶者』女性 0.9%、男性 57.9%となっており、食事の準備・後片付けは、女性が役割を担っている傾向が見られます。

②－3「女の子も男の子も、炊事・洗濯・掃除など生活に必要な技術が身につくよう育てる」という考え方について＜市民意識調査＞

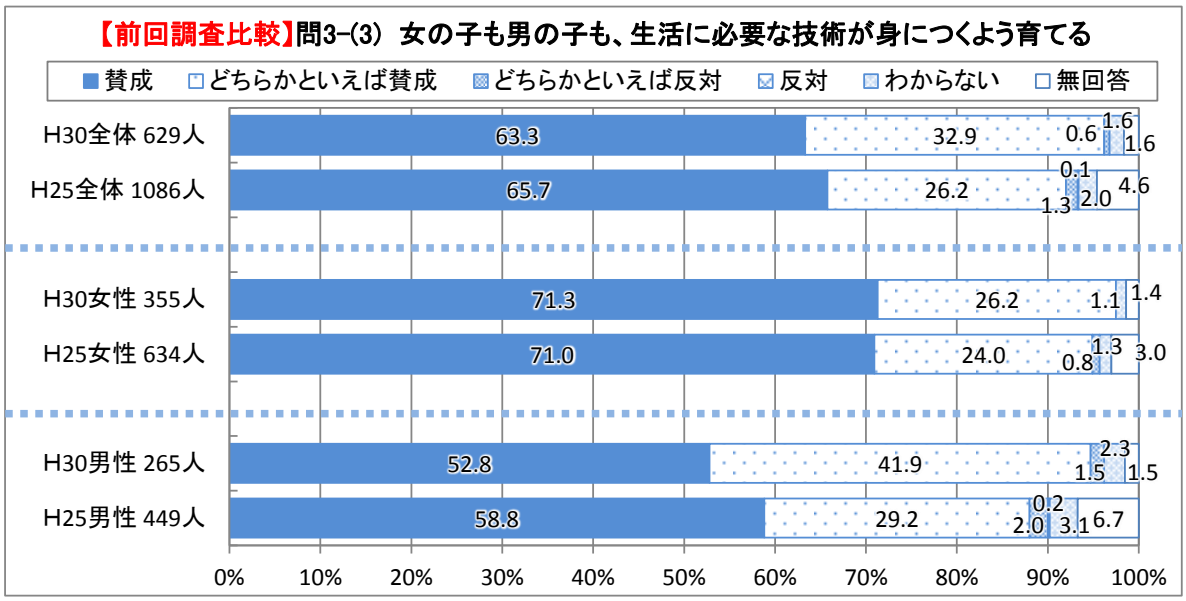

全体の『賛成率』は 96.2%で、前回調査 91.9%より 4.3 ポイント増加しています。

『賛成率』は男女とも 9 割を超えており、特に男性では前回調査 88.0%から、6.7 ポイン増加しています。

②－4「女の子も男の子も、生まれ持った個性・才能を可能な限り活かして育てる」という考え方について＜市民意識調査＞

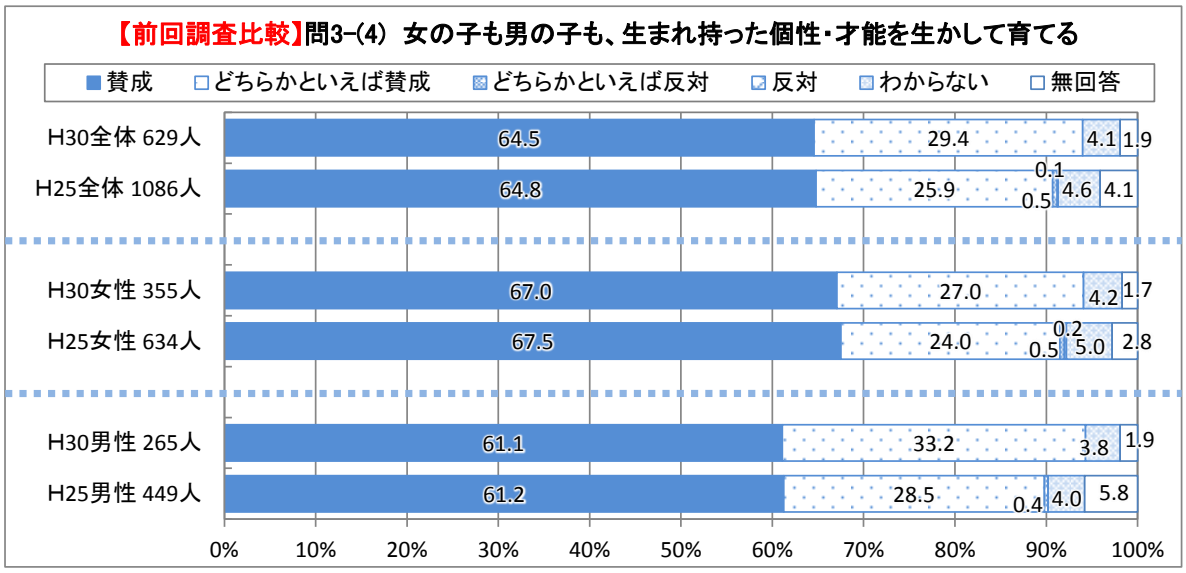

全体の 93.9%が「賛成・どちらかといえば賛成」で、前回調査 90.7%より 3.2 ポイント増加しています。『賛成率』は男女とも 9 割を超えており、性別による意識の差はほとんど見られません。

③地域での男女共同参画

③－1あなたが住んでいる地域で、男女差を感じるような慣習や慣行がありますか。

＜市民意識調査＞

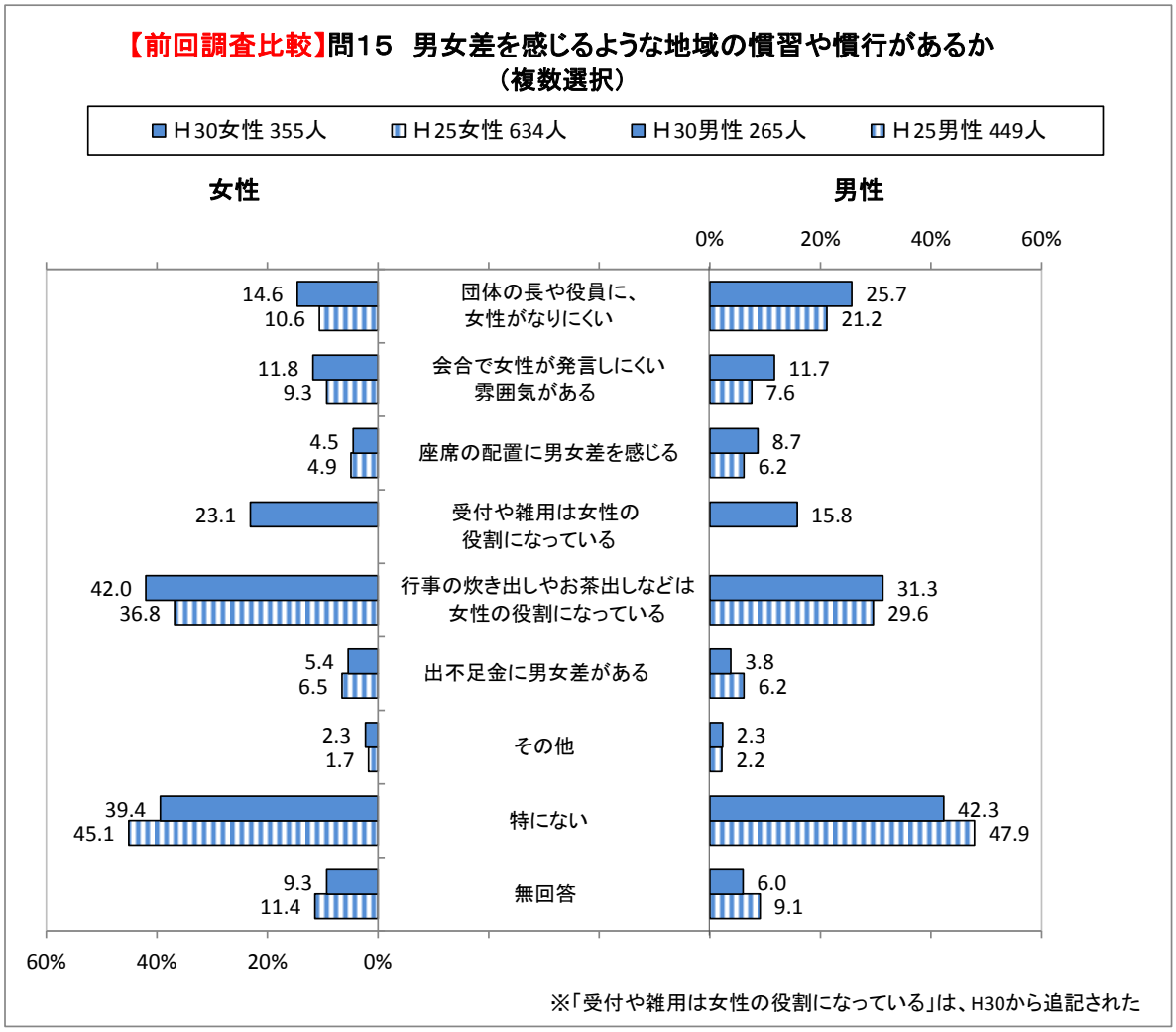

男女差を感じるような慣習や慣行は、「特にない」が女性 39.4%、男性 42.3%となっており、女性は前回調査より女性 5.7 ポイント、男性 5.6 ポイント減少しています。

一方「行事の炊き出しやお茶出しなどは女性の役割になっている」は女性 42.0%、男性 31.3%が感じていて、前回調査より女性 5.2 ポイント、男性 1.7 ポイント増加しています。

④職場での男女共同参画

④－1市内企業の女性管理職等登用状況（係長相当職以上）＜企業アンケート調査＞

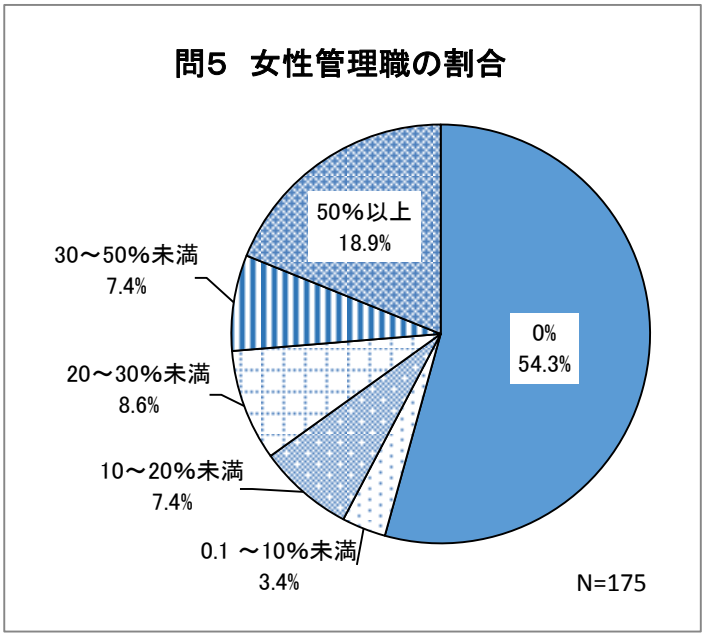

係長相当職以上の女性管理職の割合では、女性管理職「0%」の企業の割合が 54.3%と最も高く、「0.1～10%未満」3.4%と合わせて、女性管理職が「10%未満」の企業が 57.7%となり、全体の半数以上を占めています。

④－2女性管理職が少ない理由（複数回答）＜企業アンケート調査＞

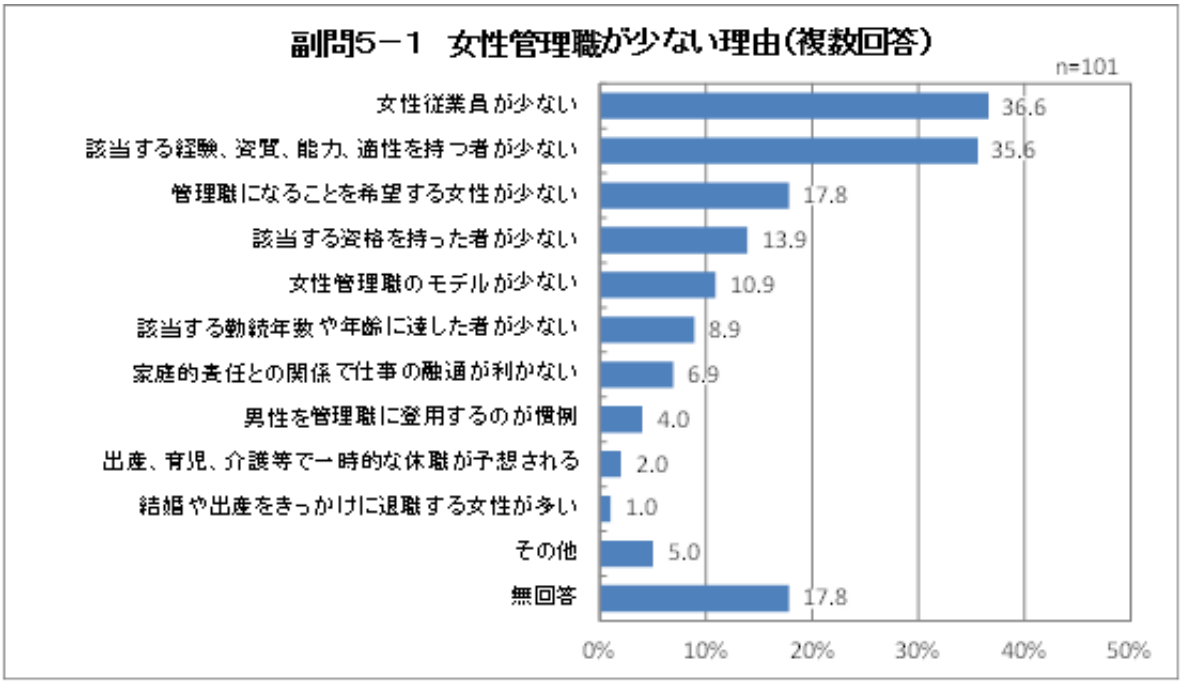

係長相当職以上の女性管理職の割合が 10%未満の企業における女性管理職が少ない理由としては、「女性従業員が少ない」が 36.6%と最も高く、次いで、「該当する経験、資質、能力、適性を持つ者が少ない」が 35.6%となっています。

④－3女性が職業を持ち続けることが困難だと思う理由（3つまで）＜市民意識調査＞

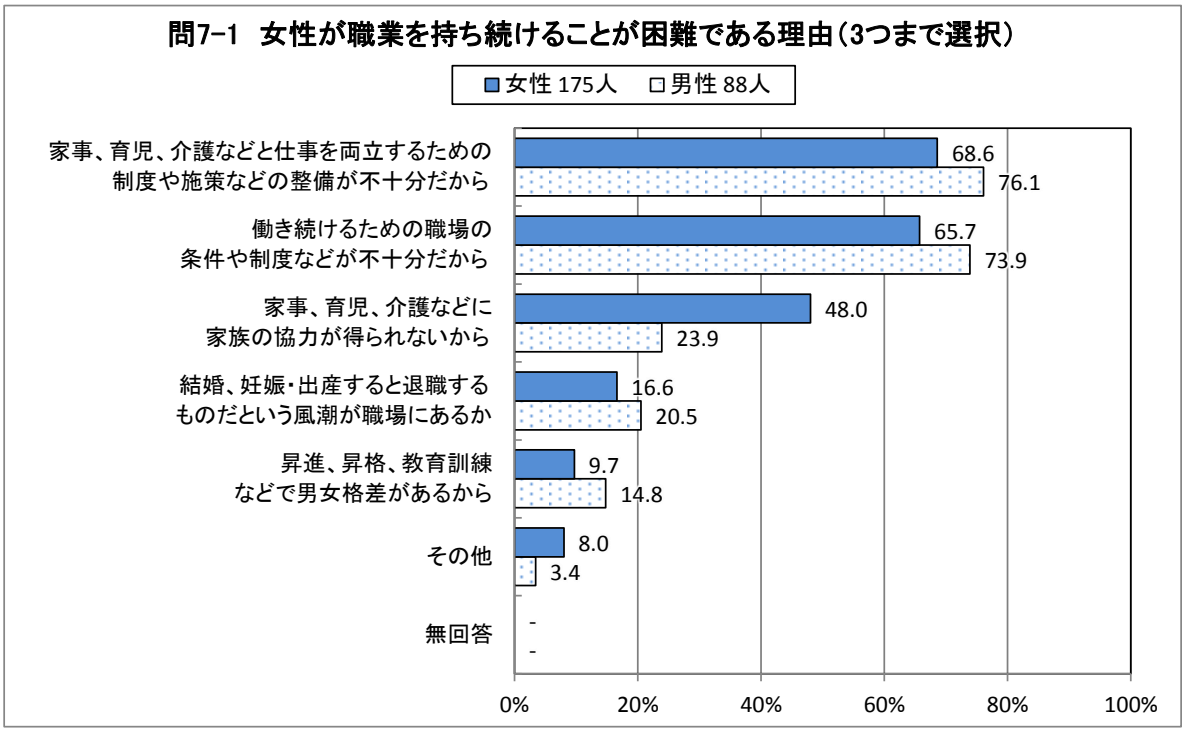

「家事、育児、介護などと仕事を両立するための制度や施策などの整備が不十分だから」が最も高く、女性 68.6%、男性 76.1%と、男性は 7 割を超えています。

次に、「働き続けるための職場の条件や制度などが不十分だから」女性 65.7%、男性 73.9%となっており、男女ともに制度や施策、職場の協力が不十分と感じている割合が高くなっています。

「家事、育児、介護などに家族の協力が得られないから」は、女性 48.0%、男性 23.9%で、女性が男性より 24.1 ポイント高く、男女間で認識に大きな差が見られます。

④－４男女がともに仕事と家庭を両立していくためには、何が必要だと思いますか。

＜市民意識調査＞

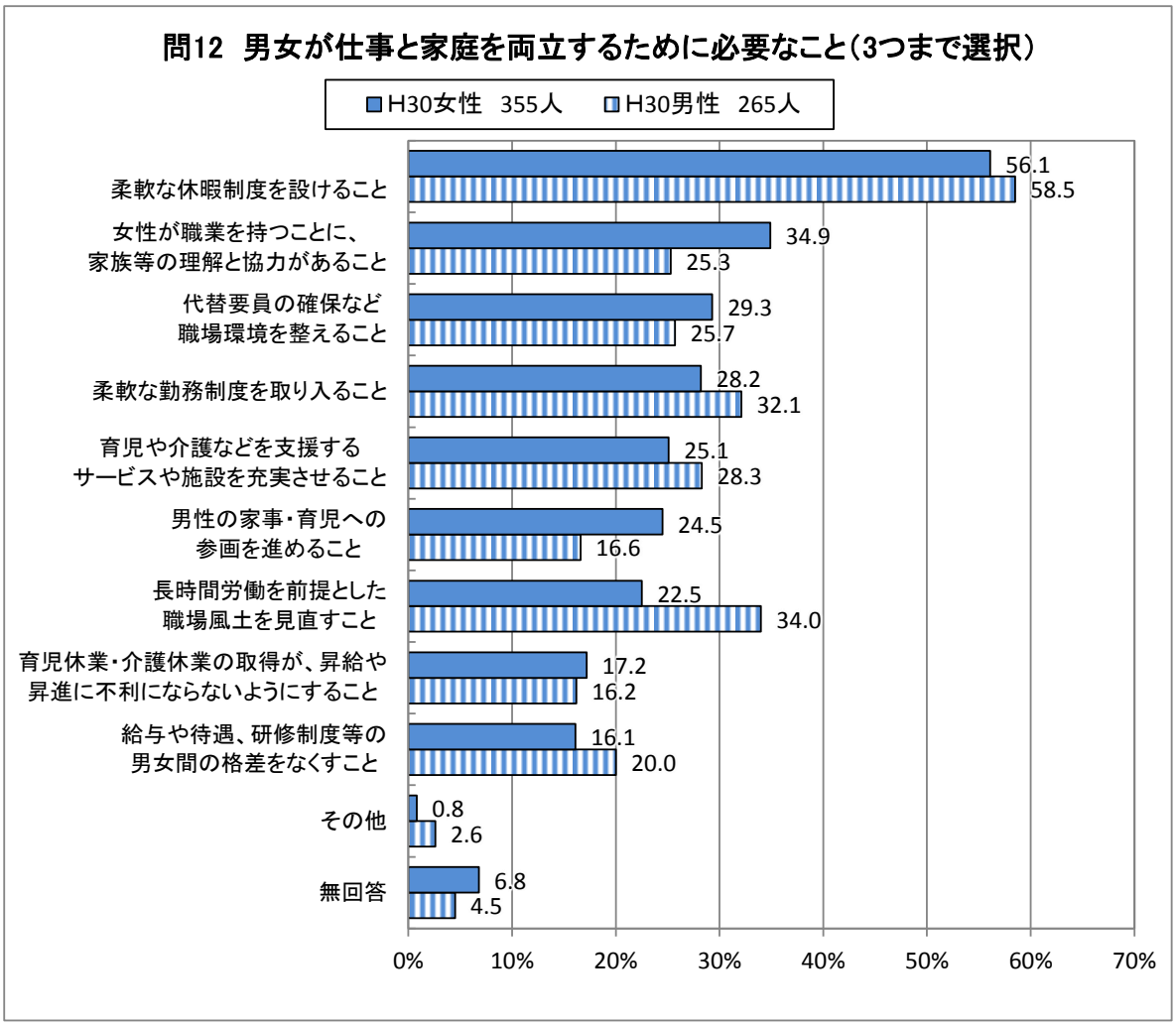

女性では、「柔軟な休暇制度を設けること」56.1％、「女性が職業を持つことに、家族等の理解と協力があること」34.9％、「代替要員の確保など職場環境を整えること」29.3％等の順になっています。

男性でも、「柔軟な休暇制度を設けること」が 58.5％で、４割と男女とも最も高い必要なこととして挙げられており、次いで「長時間労働を前提とした職場風土を見直すこと」34.0％、「柔軟な勤務制度を取り入れること」32.1％となっています。

⑤人権について

⑤－1セクシュアル・ハラスメントを受けた経験について（市民意識調査）

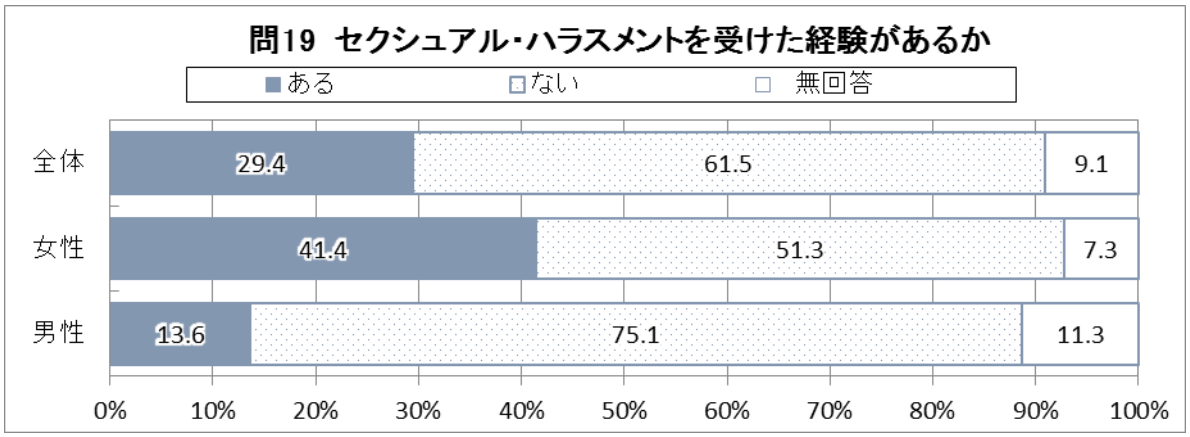

セクシュアル・ハラスメント（性的な嫌がらせ）を受けたことがあると答えた割合は、男性 13.6%、女性 41.4%で、男性の 3 倍になっています。

⑤－2配偶者や恋人からの暴力を受けた経験について（市民意識調査）

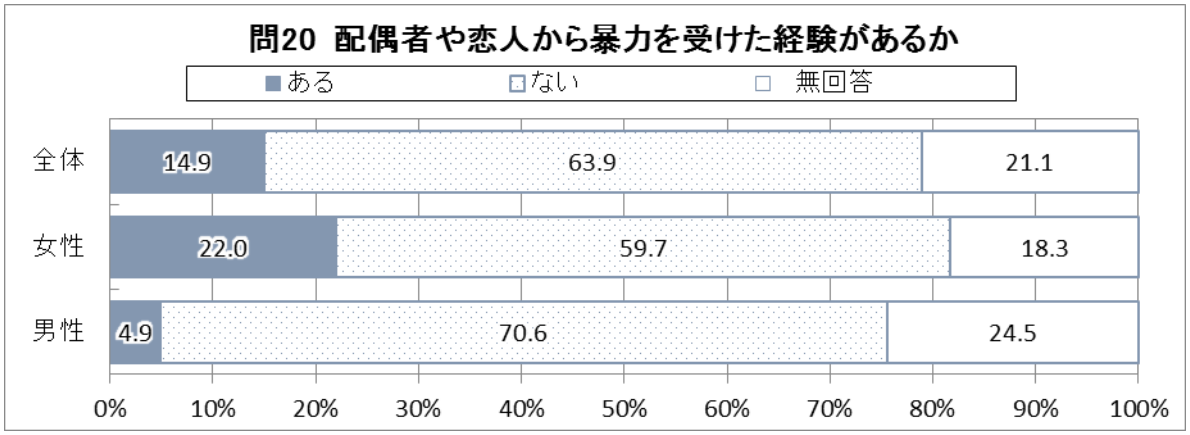

配偶者や恋人からの暴力（DV）を受けたことがあると答えた割合は、男性 4.9%、女性 22.0%で、男性の約 4.5 倍になっています。

⑤－３男女間での暴力（性犯罪・売買春・DV・セクシュアル・ハラスメント）などをなくすためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数選択）＜市民意識調査＞

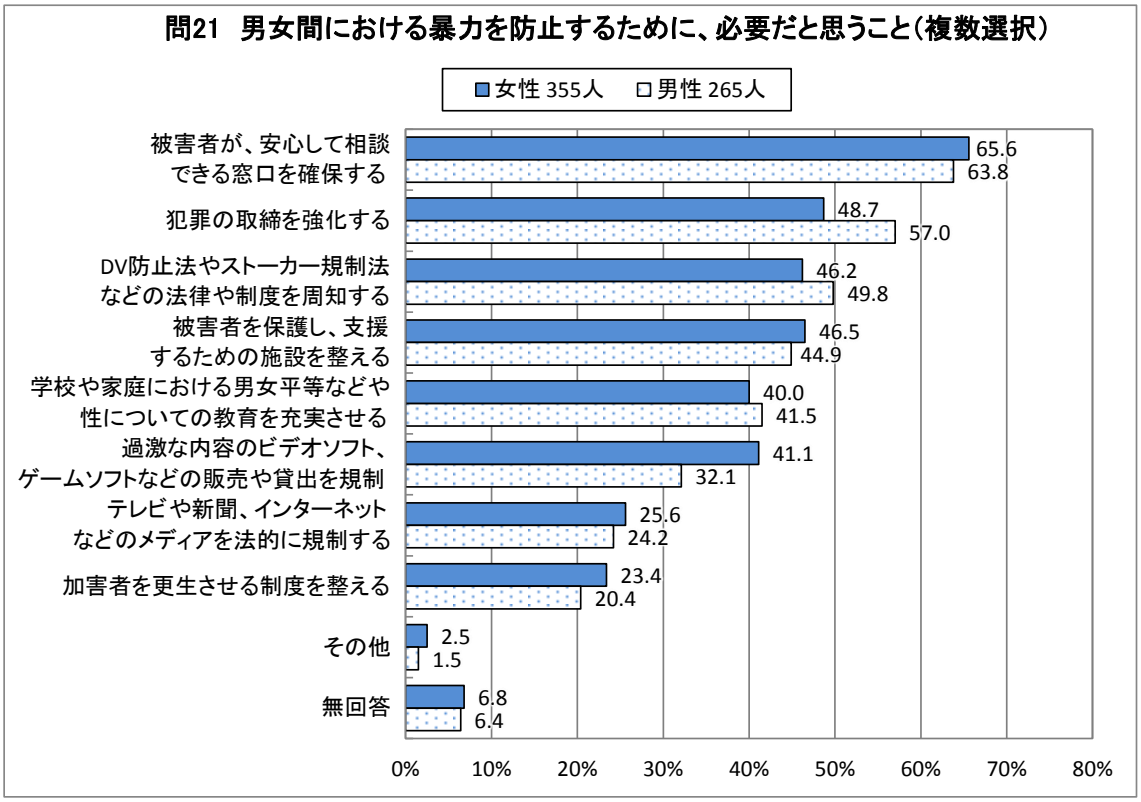

男女ともに、「被害者が、安心して相談できる窓口を確保する」が最も高く、女性 65.6%、男性 63.8%となっており、6 割を超えています。

また、「犯罪の取締を強化する」、「ＤＶ防止法やストーカー規制法などの法律や制度を周知する」、「被害者を保護し、支援するための施設を整える」、「学校や家庭における男女平等などや性についての教育を充実させる」の項目も、4 割を超えています。

⑥今後の取り組み

男女共同参画社会の実現をめざして、今後、市はどのようなことに力を入れていったらよいか。（複数回答）＜市民意識調査＞

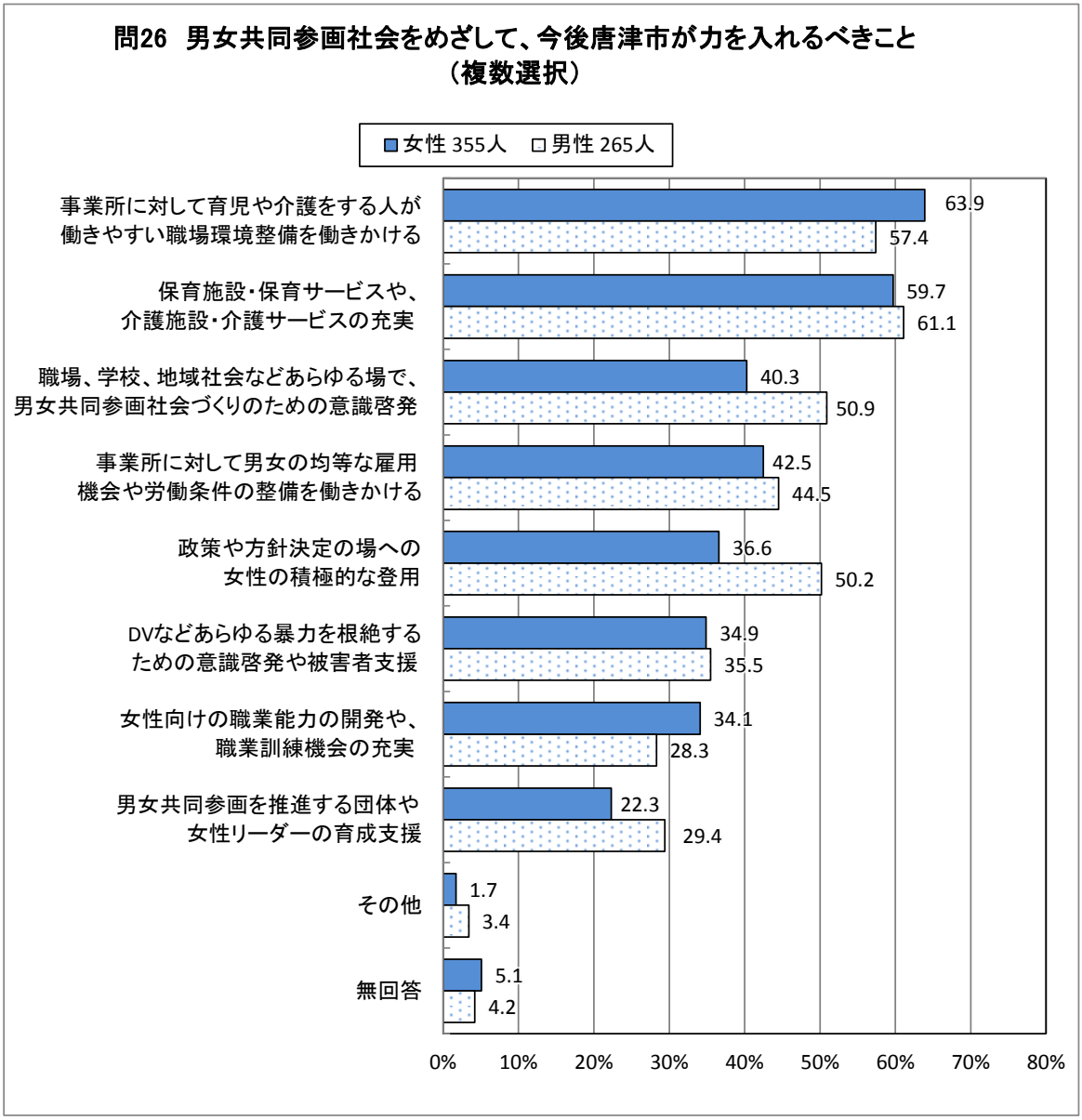

女性は、「事業所に対して育児や介護をする人が働きやすい職場環境整備を働きかける」63.9%、男性は、「保育施設・保育サービスや、介護施設・介護サービスの充実」61.1%が最も高くなっています。

「政策や方針決定の場への女性の積極的な登用」は女性 36.6%、男性 50.2%となっており、男女間で 13.6 ポイントの差があります。

⑦各調査からみられた課題

「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成 30 年度実施）」では、この 10 年間で、市民の男女共同参画推進の認識や理解が大きく進んでいることがわかりました。

しかし、一方で、家庭や地域での性別による役割分担や、仕事と家庭との両立、政策・方針決定過程に女性が少ないことなど、現実的には男女共同参画社会の実現に向けてさらなる取り組みが必要な実態も明らかになりました。

また、市民を対象としたワークショップにおいても、市民アンケートと同様に、家庭・地域・職場などで性別役割分担意識があることや、地域の役員に女性が少ないなどの課題が挙げられました。

「男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査（平成 30 年度実施）」では、女性管理職の割合が低いことや、育児休業や介護休業を取得する男性社員の少なさ、女性活躍推進のための取組みをなかなか進めることができない事業所がある現状が、課題として挙げられています。

また、企業アンケート調査に加え、市内事業所に勤務する従業員に対して実施したグループインタビューでは、実際に会社の中で休暇を取りにくい雰囲気があることや、お茶くみ等が依然として女性の役割になっていること、仕事と家庭との両立が難しいため、管理職等への登用を望む女性が少ないなど、従業員側からの意見が得られました。

「男女共同参画に関する中学生意識調査（平成 30 年度実施）」でも、性別による役割分担意識があることに加えて、「男らしく」「女らしく」という固定的な性別役割を、先生を含めた大人から言われている現状がありました。

これらの調査結果から、固定的な性別役割分担意識が、家庭や職場、社会の中に根付いており、過去の経験や情報、雰囲気からの思い込みにとらわれている現状が見られました。

今後も引き続き、すべての人が性別にとらわれず、互いをひとりの人間と認め、個性と能力を尊重する男女共同参画の意識の定着とともに、それを行動に結びつけるための取り組みが必要です。また、職場や社会などで女性の登用が少ない現状から、女性が社会の中で活躍するためには、男女が共に活躍できる環境の整備が重要です。

6 前回計画の達成状況･成果目標の達成率

(1)前回計画の達成状況

平成 27 年 3 月に策定した「唐津市男女共同参画行動計画（第 3 次)」では、

・男女共同参画の意識づくり

・男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり

・男女間の暴力のない社会づくり

・生涯を通じた健康づくり

の 4 つの基本目標を掲げ、施策を推進してきました。

基本目標の実現に向けた事業の実施状況について、平成 30 年度に事業担当課で達成度の自己評価を行なった結果は、次のとおりです。

【唐津市男女共同参画行動計画（第 3 次）の達成状況（平成 27～31 年度)】

評価実施時期：平成 30 年度

基本目標別	施策数	達成度別 施策数			
		A+	A	B	C
Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	50	－	34	12	4
Ⅱ 男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり	70	－	41	17	12
Ⅲ 男女間の暴力のない社会づくり	18	－	14	4	－
Ⅳ 生涯を通じた健康づくり	18	－	12	5	1
合 計 （ ）は構成比	156 (100.0%)	－	101 (64.7%)	38 (24.4%)	17 (10.9%)

※ひとつの事業につき複数の担当課がいる場合、主になる担当課の評価を記載している。

※評価内容

A+：目標を上回って達成（101%以上）

A：目標をおおむね達成（80～100%）

B：着手し推進しているが、目標達成には至らず（60～80%）

C：目標に対してほぼ着手しておらず、未達成（40%以下）

156 施策中 101 施策（64.7%）が目標をおおむね達成しA評価となっています。また、着手し推進しているが、目標達成には至っていないB評価が２割弱（24.4%)、目標に対してほぼ着手しておらず、未達成のC評価が１割程度（10.9%）となっています。

「唐津市ＤＶ被害者支援基本計画（第 2 次)」及び、「唐津市女性活躍推進計画」の実施状況は、次のとおりです。

【唐津市ＤＶ被害者支援基本計画（第 2 次）の達成状況（平成 27～31 年度)】

評価実施時期：平成 30 年度

基本目標別	施策数	達成度別　施策数			
		A+	A	B	C
1　DV防止のための意識啓発と情報提供	11	－	8	1	2
2　DV被害者の発見通報体制や相談体制の充実	11	－	9	2	－
3　DV被害者の保護体制の充実	6	－	5	1	－
4　DV被害者の自立支援の充実	5	－	5	－	－
5　推進体制の充実	6	－	4	2	－
合　計 （　）は構成比	39 （100.0%）	－	31 （79.5%）	6 （15.4%）	2 （5.1%）

【唐津市女性活躍推進計画の達成状況（平成 30～31 年度)】

評価実施時期：平成 30 年度

基本目標別	施策数	達成度別　施策数			
		A+	A	B	C
Ⅰ　職業生活における女性活躍の推進	9	－	－	6	3
Ⅱ　就業生活と家庭生活との両立支援	7	－	4	1	2
合　計 （　）は構成比	16 （100.0%）	－	4 （25.0%）	7 （43.8%）	5 （31.3%）

唐津市ＤＶ被害者支援基本計画(第 2 次)では、39 施策中 31 施策にあたる約 8 割(79.5%)が、目標をおおむね達成しＡ評価となっています。

一方、唐津市女性活躍推進計画では、着手し推進しているが、目標達成には至っていないＢ評価の割合が最も高く約 4 割（43.8%）を占めており、今後更なる取組みの推進が必要です。

(2)成果目標の達成率

唐津市女性活躍推進計画（平成 30～31 年度）に掲げた成果目標の達成率は、次のとおりです。

【唐津市女性活躍推進計画：成果指標の達成状況（平成 30～31 年度）】

項目	目標値	基準値	実績/達成度
男女共同参画の推進に取り組む事業所数	30 事業所	-	28 事業所(H30) /93.3%
「女性の大活躍推進佐賀県会議」会員登録数	37 事業所	16 事業所 (H28)	28 事業所(H30) /75.7%
公的審議会の女性登用率	40.0%以上	32.4% (H28)	33.3%(H30) 83.3%
市職員　係長以上の女性職員の割合	25.0%	17.2% (H29)	18.9%(H30) /75.6%
「ワーク･ライフ･バランス」の認知度 (男女共同参画に関する唐津市民意識調査)	50.0%	25.4% (H25)	63.3%(H30 /126.6%

７　基本目標と計画の体系

目指す姿・基本理念
「男 女 共 同 参 画 社 会 の 実 現」

基本目標１	男女共同参画の意識づくり・社会づくり

施策の方向①固定的な性別役割分担意識の解消
施策の方向②幼少期からの男女共同参画意識の形成
施策の方向③政策・方針決定過程への女性の参画促進
施策の報告④市役所における率先垂範

基本目標２	安全・安心な社会づくり

施策の方向⑤男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
施策の方向⑥生涯を通じた心身の健康支援
施策の方向⑦困難を抱えた女性等への支援

基本目標３	男女が共に働きやすい環境づくり【唐津市女性活躍推進計画】

施策の方向⑧職場における男女共同参画と女性活躍の推進
施策の方向⑨農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進
施策の方向⑩ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭と地域生活の調和）の推進

基本目標４	男女間の暴力（DV）のない社会づくり【唐津市 DV 防止・被害者支援基本計画】

施策の方向⑪男女間のあらゆる暴力の根絶
施策の方向⑫被害者の発見通報体制と相談体制の整備
施策の方向⑬被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携